

茨城県介護予防リハビリ専門職指導者養成研修

茨城県リハビリテーション専門職協会のホームページ(<http://www.irpa.jp/>)より申し込みください。

※注意※

茨城県理学療法士会、茨城県作業療法士会、茨城県言語聴覚士会に研修の免除規定があります

茨城県介護予防リハビリ専門職指導者

(下記のA・Bを取得すること)

A: 茨城県介護予防推進リーダー

初期研修: 履修時間170分(2コマ)
(免除規定あり)

導入研修: 履修時間360分(5コマ)

実践研修: 履修時間360分(4コマ)

B: 茨城県地域包括ケア推進リーダー

初期研修: 履修時間170分(2コマ)
(免除規定あり)

導入研修: 履修時間375分(6コマ)

指定研修: 履修時間530分(6コマ)

◆認知症
(免除規定あり)

◆活動参加
(免除規定あり)

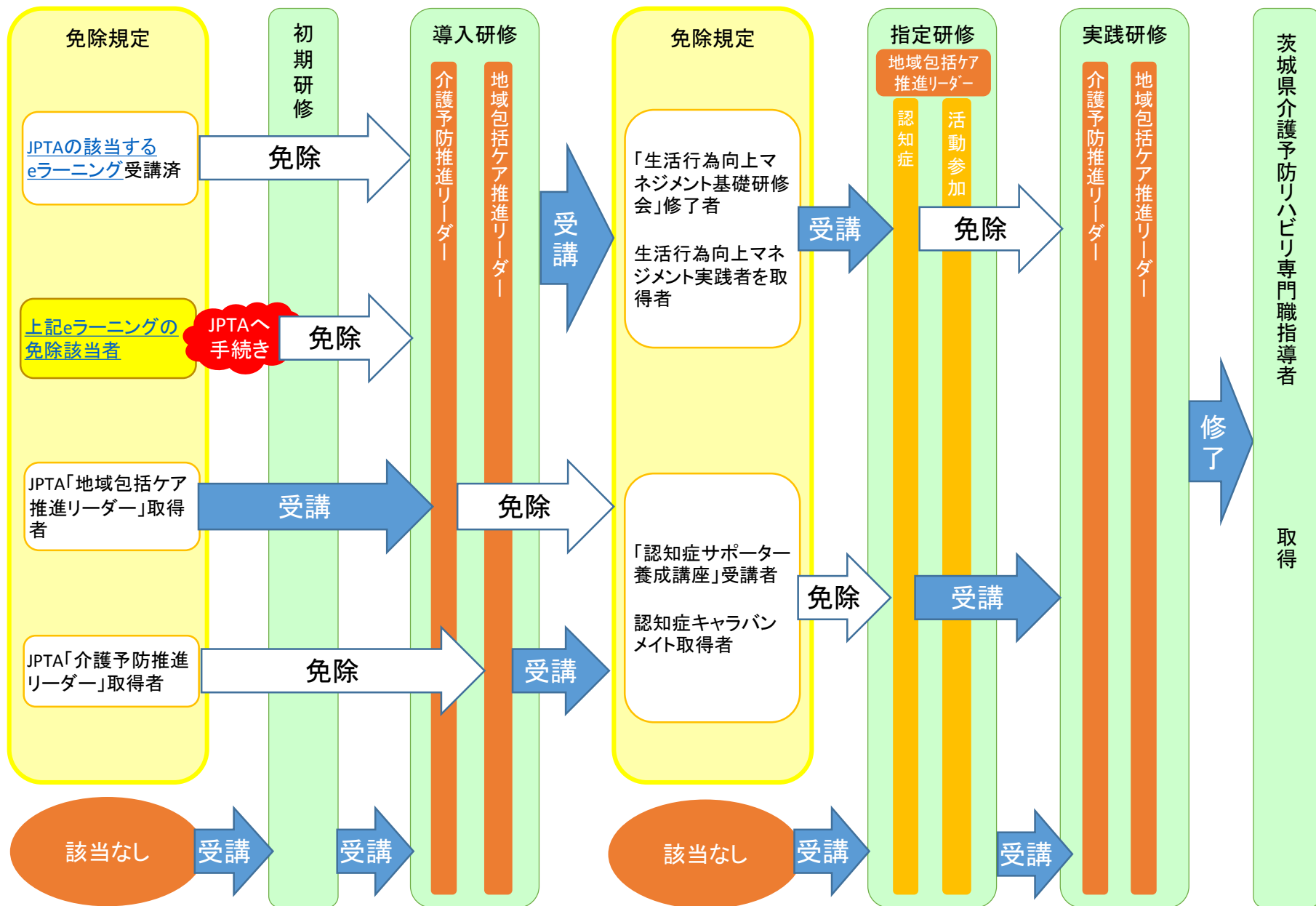
実践研修: 履修時間360分(4コマ)

※初期研修以外は、順不同で履修可能。また、年度をまたいでの履修可能。

研修概要

- 医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築の実現が全国的に急務とされるなか、茨城県作業療法士会・茨城県理学療法士会・茨城県言語聴覚士会は、3士会がリハビリテーション専門職種として一丸となるべく、平成26年に茨城県リハビリテーション専門職協会を設立し、平成26年度には県内44市町村担当者を選出いたしました。
- 平成27年度より3士会共通の研修プログラムを策定し「A:介護予防推進リーダー」と「B:地域包括ケア推進リーダー」の2つの認証コースを全国に先駆けて設定しました。
- この2つの認証コースはそれぞれ<初期研修><導入研修><指定研修(認知症)(活動参加)><実践研修>から構成されております。
- 本研修の一部は日本理学療法士協会の「地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度」と内容を同一にしておりますので、茨城県理学療法士会員は日本理学療法士協会の認証コースの習得が可能となります。
- また日本作業療法士協会が実践しております「生活行為向上マネジメント基礎研修会」を含みますので、茨城県作業療法士会員は受講後「生活行為向上マネジメント実践研修会」への参加が可能となります。
- 本研修はリハビリテーション専門職種の地域包括ケアシステム活動推進において、地域リハビリテーション活動支援事業への参画促進や市町村・関連他団体との連携強化など、茨城県における体制整備をすすめるうえで、大変重要な研修会と位置付けております。
- 「どの機関に所属しても医療・介護・福祉・地域のコミュニティーまで把握するのは専門家の役割」の理念を含み、医療・介護の域を超え、職種の域を超え、経験年数の域を超え県内全てのリハビリテーション専門職種(士会員)を対象とした研修会となります。茨城県の地域包括ケアシステムの発展の一環として、3士会員皆様のご参加をお願い致します。
- 本研修は茨城県より平成30年度地域医療介護総合確保基金の交付を受け、茨城県の地域包括ケアシステムの推進を目的に、県内のリハビリテーション専門職を対象とした研修会事業として実施いたします。

取得までの流れ(理学療法士)



※JPTA: 日本理学療法士協会

『JPTA「地域包括ケアシステム推進リーダー制度」取得について(PDF)』の資料も合わせてご確認ください。

免除規定（理学療法士）

1) 初期研修

日本理学療法士協会「地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度」のeラーニング(有料)受講者は初期研修が免除となります。また、eラーニング免除の対象となる以下の場合も初期研修が免除となります。

※免除の手続きは日本理学療法士協会に申請が必要になります。

免除対象	手続き方法
2017年・2018年に「 士会指定事業 」の参加があり、かつ「 推進リーダー推薦基準 」該当者	＜本誌7ページ参照＞
地域認定理学療法士	『JPTA「地域包括ケアシステムリーダー制度」取得について』の資料をご確認ください。
介護予防認定理学療法士	
ケアマネジャー資格取得者	

2) 導入研修

日本理学療法士協会「地域包括ケア推進リーダー」取得者は「地域包括ケア推進リーダー 導入研修」の受講が免除となります。

日本理学療法士協会「介護予防ケア推進リーダー」取得者は「介護予防ケア推進リーダー 導入研修」の受講が免除となります。

3) 指定研修

以下の研修等をすでに受講されている項目については受講証明を以て免除となります。

◆認知症

- ・認知症サポーター養成講座を受講している者。
- ・認知症キャラバンメイトを取得している者。

◆活動参加

- ・生活行為向上マネジメント基礎研修会を修了している者。
- ・生活行為向上マネジメント実践者を取得している者。

＜士会指定事業一覧＞

- 1 北茨城地域自立支援センターボランティア活動
- 2 訪問リハビリテーション実務者研修会
- 3 介護予防キャラバン
- 4 まちの保健室
- 5 介護予防フェスティバル
- 6 高校野球大会のメディカルサポート
- 7 特別支援学校等への派遣事業
- 8 「茨城における小児の発達を支える地域リハビリテーションを考える会」における研修会等
- 9 「茨城県回復期リハビリテーション病棟の会」における研修会等
- 10 「高次脳機能障害者の支援と連携の会」における研修会等
- 11 茨城県立健康プラザ「介護予防体操相談支援者」事業
- 12 士会が推薦もしくは派遣した研修会（茨城県福祉サービス振興会主催研修など）
- 13 市町村や都道府県が主催する委員会等の委員の活動（市町村老人福祉計画及び介護保険事業計画委員など）
- 14 茨城県在宅医療・介護連携拠点事業に係わる活動
- 15 茨城県理学療法学会
- 16 新人教育プログラム（講師、運営スタッフ）
- 17 理学療法士講習会（基本編・応用編）
- 18 茨城県臨床実習指導者研修会
- 19 市民公開講座（講師、運営スタッフ）
- 20 進路指導担当者会議
- 21 NPO法人「茨城県訪問リハビリテーション協議会」における研修会等
- 22 その他、士会が指定する事業・行事、職務等
- 23 士会の指定した地域ケア会議
- 24 士会の指定した予防活動

＜推進リーダー推薦基準＞

1. 現在、士会の理事・局長・部長・委員長・監事・部員・ブロック長である者
2. 過去に、士会の理事・局長・部長・委員長・監事を在任した者
3. 理学療法部門責任者
4. 市町村担当者
5. 専門・認定理学療法士を認定されている者※領域は問わない
6. 北茨城地域自立支援センターボランティア登録
7. 地域包括ケア推進リーダーモデル導入研修(東京で実施)参加者
8. 茨城県地域リハビリテーションアドバイザーを取得している者
9. 3士会主催の訪問リハビリテーション実務者研修会を修了した者
10. 茨城県地域リハビリテーション支援体制指定病院等に常勤している者
11. 地域医療支援病院、回復期リハビリテーション病棟あるいは地域包括ケア病棟を有する病院に常勤している者
12. 県あるいは市町村に常勤している者
13. その他、会長が認めた者

< 推進リーダー推薦基準に該当する場合 >

日本理学療法士協会「地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度」のeラーニング(有料)が免除となります。免除申請には、茨城県理学療法士会から介護予防推進リーダーと地域包括ケア推進リーダーの2つの「推進リーダー推薦書」が必要となります。[土会指定事業](#)と[土会からの推薦基準](#)に該当し、「推進リーダー推薦書」を希望する方は、以下の手続きを行ってください。

1) 下記の項目を記入し、茨城県理学療法士会 (toiawase@pt-ibaraki.jp) へメールしてください。土会で確認後、「推進リーダー推薦書」をお送りします。

件名:「推進リーダー推薦書希望」と明記

項目: 1.氏名

2.会員番号

3.所属

4.希望する推進リーダーの名称(介護予防推進リーダー / 地域包括ケア推進リーダー)

※両方の場合はその旨を記入

5.参加した土会指定事業とその年度

6.土会からの推薦基準の該当項目

2) 日本理学療法士協会のマイページに入り、e-ラーニング免除申請を行います。

マイメニューの 右の「メニュー」の「地域包括ケア」、「リーダー登録」をクリック

↓

中央の「リーダー登録が済んでおり、受講免除申請がまだの方はこちら」をクリック

↓

「推進リーダー受講免除申請」画面が出てくる。証明書と申請区分がある。

↓

申請区分は、介護予防と地域ケアの2つから選択するようになっており、まずは、介護予防推進リーダーを選択。

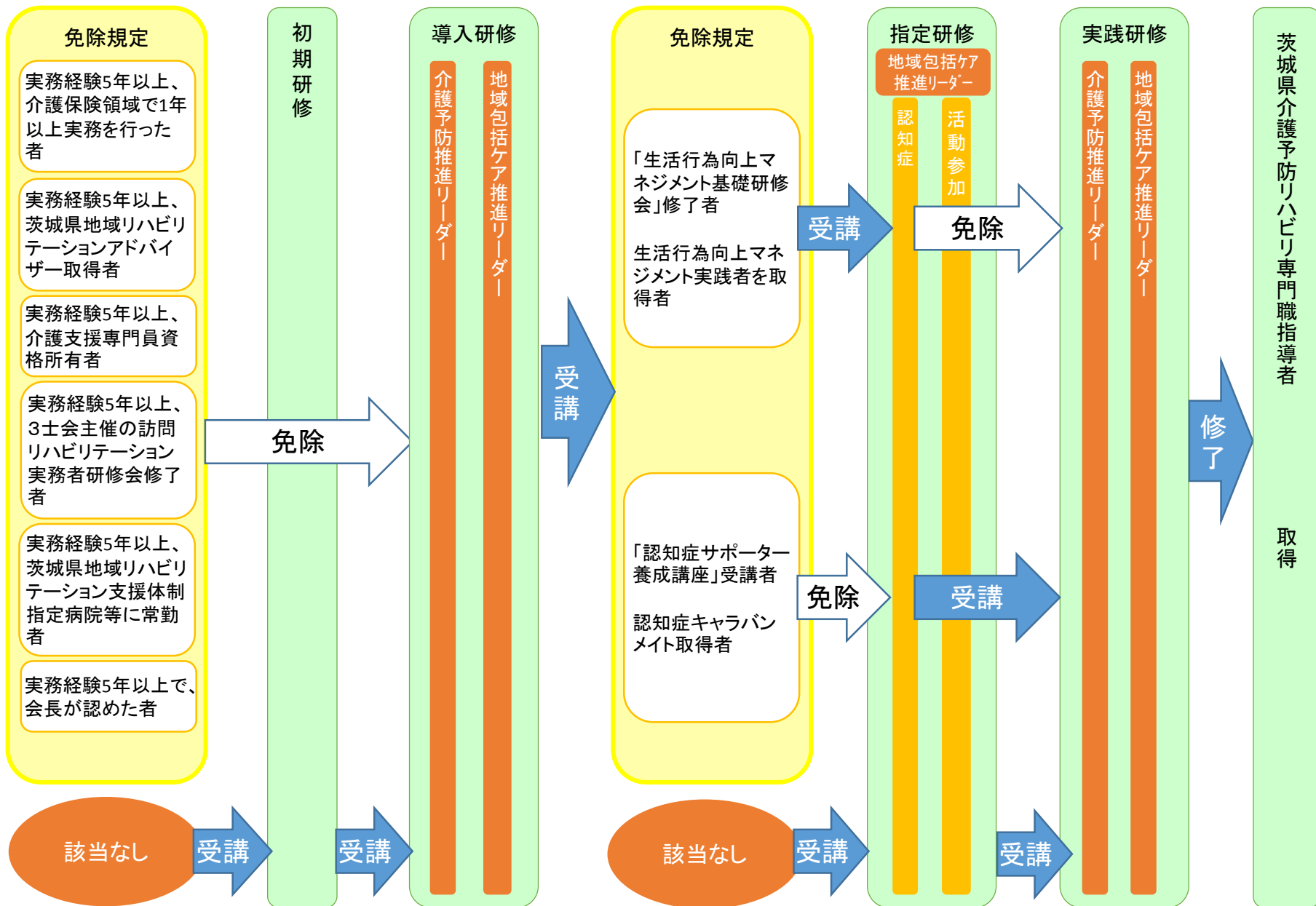
証明書は、介護予防推進リーダー推薦書を添付する。

※参照をクリックして、データファイルを選ぶ方式です。送られてきた推薦書を各自スキャン等でPDFにするか、スマートフォン等で撮って画像データにする。

↓

地域包括ケア推進リーダーでも同様の手続きを行う。

取得までの流れ(作業療法士・言語聴覚士)



免除規定（作業療法士・言語聴覚士）

1) 初期研修

※実務経験年数が5年以上でいずれかに該当する者、かつ以下の項目に該当する場合

- ①介護保険領域で1年以上実務を行った者
- ②茨城県地域リハビリテーションアドバイザーを取得しているもの
- ③介護支援専門員の資格を有するもの
- ④3士会主催の訪問リハビリテーション実務者研修会を修了した者
- ⑤茨城県地域リハビリテーション支援体制指定病院等に常勤している者
- ⑥その他、会長が認めた者

2) 指定研修

以下の研修等をすでに受講されている項目については受講証明を以て免除となります。

◆認知症

- ・認知症サポーター養成講座を受講している者
- ・認知症キャラバンメイトを取得している者

◆活動参加

- ・生活行為向上マネジメント基礎研修会を修了している者
- ・生活行為向上マネジメント実践者を取得している者